

交通安全 コラム

vol.60

自らの安全を守るために！ 道路を横断するときは「ハンドサイン」で！！



県内では、道路横断中の歩行者が犠牲となる交通事故が後を絶ちません。こうした、交通事故を防止するためには、ドライバーが「横断歩道を横断中の歩行者や横断しようとする歩行者がいる場合に一時停止する」などの交通ルールを守るとはもちろん、歩行者も「自らの安全を守るための交通行動」を実践することが重要です。この交通行動の1つとして、「ハンドサイン」があります。



住民課
くらしの安心・安全係
☎ 85-8171

ハンドサインとは

- ・手を上げる ・ドライバーに顔を向ける
- ・手を差し出す ・ドライバーの目を見る



自らの安全を守るための交通行動

★横断の意思表示！

ドライバーに対してハンドサインで「横断の意思表示」を明確に行いましょう。

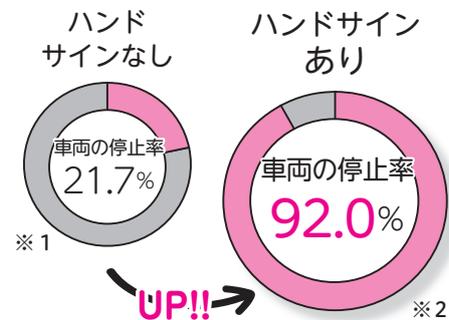
★安全確認！

車が止まってくれても油断せず、安全を確認してから横断を始めましょう。

★横断中も気を付ける！

横断中も、左右から車が近づいてきていないか、確認しながら渡りましょう。

～信号機のない横断歩道～



※1

※2

※1 令和3年 一般社団法人日本自動車連盟 (JAF) 調べ

※2 令和3年 佐賀県警察本部交通企画課調べ

気をつけて！

不安をあおる分電盤の点検商法

事例



電話がかかってきて分電盤の点検を勧められ了承したところ、業者が来訪した。分電盤を点検してすぐに「これは古いのですぐに交換しなければ漏電して火事になる」と言われた。今までトラブルはなかったものの、何十年も交換していなかったため、信用して約15万円の交換工事の契約を結び、前金を支払った。しかし、後からよく考えると高額ではないかと思う。工事を中止してほしい。(80歳代)

★分電盤を含む家庭用の電気設備については、4年に1回の法定点検が電力会社に義務付けられています。法定点検の場合は、必ず事前に書面で通知の上、登録調査機関の調査員証を携帯した調査員が来ます。点検後にその場で何らかの契約を勧誘することはありません。

★分電盤に限らず、点検を持ちかける突然の電話や訪問には注意しましょう。

★分電盤は経年劣化により故障する可能性があります。心配な場合は電力会社等に相談しましょう。

★特定商取引法上の訪問販売に該当する場合は、契約書面を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフできます。

★困ったときはすぐに消費生活相談窓口等にご相談ください。

(佐賀県消費生活センター ☎ 0952-24-0999、消費者ホットライン ☎ 188)

(参考：独立行政法人国民生活センター見守り新鮮情報 第508号より)

消費生活
相談



消費生活コラム vol.66

注意したい悪徳商法や消費者トラブルについてお知らせします